

水源地域の保全に関するアンケート

実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
森林・林業経営課	2016年07月13日から 2016年07月29日まで	1364	933	68%

三重県農林水産部森林・林業経営課です。

県土の64%を占める森林は、県民共有の貴重な財産である水の源です。しかし、森林所有者の森林への関心の低下や、山村の過疎化等に加え、他の道県では、外国資本等による森林の取得が報告されるなど、水源地域の森林を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、県では水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27年度に「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

そこで、県民の皆さんの「条例」に対する認知度や、「水源地域の保全」に期待する取組等についてお聞きし、今後の効果的な施策の参考とするため、アンケートを実施しますのでご協力をお願いします。

○三重県水源地域の保全に関する条例について

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/90130000001.htm>

■ 添付ファイル

- [条例リーフレット](#)

■ Q1 水源地域の森林を取り巻く環境について

近年、森林所有者の森林への関心の低下や、山村の過疎化・高齢化に加え、他の道県では、外国資本等による森林の取得が報告されるなど、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加が危惧されています。

このような現状についてどのように思われますか。

次のうちから一つ選んでください。

合計	933	
問題だと思う	769	82.4%
問題とは思いますが仕方がない	129	13.8%
問題ではない	2	0.2%
わからない	33	3.5%

■ Q2 「三重県水源地域の保全に関する条例」について

県では、Q1の状況を踏まえ、水源地域の森林の保全を目的とした「三重県水源地域の保全に関する条例」（以下、条例と記載します。）を平成27年度に施行しましたが、あなたはこの条例について知っていますか。

次のうちから一つ選んでください。

「名前も内容もまったく知らない」と答えた方はQ4へお進みください。

合計	933	
名前も内容もよく知っている	8	0.9%
名前と内容について少しは知っている	64	6.9%
名前だけは知っている	118	12.6%
名前も内容もまったく知らない	743	79.6%

■ Q3 条例を知ったきっかけについて

Q2で「名前も内容もよく知っている」、「名前と内容について少しは知っている」、「名前だけは知っている」のいずれかを選んだ方にお聞きします。
あなたが条例を知ったきっかけとなったものを、次のうちから一つ選んでください。

合計	190	
新聞	30	15.8%
テレビ・ラジオ	18	9.5%
広報誌（県政だよりみえ、市町広報誌）	89	46.8%
チラシ・ポスター	8	4.2%
三重県のホームページ	29	15.3%
研修会や講演会、県のイベント	3	1.6%
森林組合からのお知らせ	2	1.1%
市町の窓口	3	1.6%
司法書士、行政書士等	1	0.5%
その他	7	3.7%

■ Q4 条例の効果的なPRについて

条例を県民の皆さんに知っていただくためには、今後、どのような方法が効果的であると思われますか。
次のうちから、あてはまるものをすべて選んでください。

合計	933	
新聞、広報誌（県政だよりみえ、市町広報誌）など紙媒体での情報提供	720	77.2%
テレビ・ラジオなどマスメディアでのPR	625	67.0%
県民向けのシンポジウム、フォーラム	153	16.4%
ホームページ等を使ったPR	213	22.8%
地域の自治会等での説明会	276	29.6%
森林所有者へのダイレクトメール	262	28.1%
その他	28	3.0%

■ Q5 条例の効果について

条例では、水源地域での適正な土地の利用の確保を図るため、水源地域内の土地の取引を行う際に、県への事前の届出を義務付けています。このことが、目的の不明確な森林売買の抑制等に効果があると思われますか。
次のうちから一つ選んでください。

合計	933	
効果はある	597	64.0%
効果はない	66	7.1%

わからない	270	28.9%
-------	-----	-------

■ Q6 森林の土地の所有者の問題について（1）

森林の所有について、相続などにより所有者がわからない、または、境界がわからないといったことが問題となっていますが、このことについてどのように思われますか。
次のうちから一つ選んでください。

「当事者でないので関心がない」「問題ではない」「わからない」と答えた方は、Q8へお進みください。

合計	933	
大変な問題だと思う	258	27.7%
やむを得ないところもあるが問題だと思う	543	58.2%
当事者でないので関心がない	67	7.2%
問題ではない	0	0.0%
わからない	65	7.0%

■ Q7 森林の土地の所有者の問題について（2）

Q6で「大変な問題だと思う」、「やむを得ないところもあるが問題だと思う」のいずれかを選んだ方にお聞きします。

問題を解決する方法にはどのようなものがあると思われますか。次のうちから、あてはまるものをすべて選んでください。

合計	801	
地籍調査の推進	513	64.0%
法務局への登記の徹底	410	51.2%
登記に替わる経費のかからない新たな制度の創設	461	57.6%
森林所有者への啓発	348	43.4%
わからない	26	3.2%
その他	26	3.2%

■ Q8 県の施策について

県では、条例の制定のほか、水源地域の森林の保全に関する施策を実施していますが、今後、あなたが県に望む主な施策は何ですか。

次のうちから一つ選んでください。

※保安林とは水源のかん養等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

合計	933	
水源地域の森林の整備	244	26.2%
水源地域の森林の公有林化（市町による公有林化）の促進	320	34.3%
水源地域の森林の保安林化 ※	149	16.0%

水源地域の森林の調査・研究	70	7.5%
水源地域の森林についての普及・教育	111	11.9%
ボランティア活動等への助成	33	3.5%
その他	6	0.6%

■ Q9 森林の保全について

森林は、水をはぐくみ、災害を防ぐなど、私たちにとってなくてはならない存在です。こうした森林を適切に整備・保全していくためには、県民の皆さんをはじめ、土地所有者、行政機関、関係団体などが協力していく必要があります。

あなたが森林の保全について、最も期待を寄せる主体はどこですか。

次のうちから一つ選んでください。

合計	933	
森林所有者	78	8.4%
森林組合、林業事業者	233	25.0%
市町	139	14.9%
県	291	31.2%
国	145	15.5%
NPO法人、ボランティア	43	4.6%
その他	4	0.4%

Q1 届出はだれが、いつ行うのですか。

水源地域内の土地所有者等（売主等）が、契約を締結しようとする日の30日前までに下記の届出先に届け出てください。

Q2 相続により水源地域内の土地の権利を取得しましたが、届出は必要ですか。

相続は届出の対象としていないため必要ありません。

Q3 届出の対象外となる事業者や行為を教えてください。

取引の一方又は双方が、国、地方公共団体、森林整備法人等の場合は届出が不要です。また、森林法施行規則第5条各号に該当する公益性の高い事業や、電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備の用に供される土地の売買等についても届出の対象外となっています。

Q4 届出をしないとどうなるのですか。

届出をしなかったり、虚偽の届出等を行った場合は必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。また、5万円以下の過料を科すことがあります。

Q5 この条例の届出を行えば、森林法や国土利用計画法に基づく届出は不要ですか。

森林法や国土利用計画法に基づく届出は事後の届出であるため、市町長に土地の買主等から別途行っていただく必要があります。

Q6 届出は郵送でもできますか。また代理の者が行うこともできますか。

郵送による届出書の提出及び提出行為の他者への委任による提出も可能です。委任を受けた者が届出をしようとする場合は、委任を受けた旨の書面を添付してください。

届出先	住所	電話番号
四日市農林事務所 森林・林業室 林業振興課	〒510-8511 四日市市新正 4-21-5 (庁舎4階)	059-352-0655
津農林水産事務所 森林・林業室 林業振興課	〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 (庁舎3階)	059-223-5091
松阪農林事務所 森林・林業室 林業振興課	〒515-0011 松阪市高町 138 (庁舎4階)	0598-50-0568
伊勢農林水産事務所 森林・林業室 林業振興課	〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2 (庁舎2階)	0596-27-5265
伊賀農林事務所 森林・林業室 林業振興課	〒518-8533 伊賀市四十九町 2802 (庁舎5階)	0595-24-8142
尾鷲農林水産事務所 森林・林業室 林業振興課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1 (庁舎5階)	0597-23-3504
熊野農林事務所 森林・林業室 林業振興課	〒519-4393 熊野市井戸町 371 (庁舎4階)	0597-89-6134

詳しくは 県庁森林・林業経営課又は、お近くの農林(水産)事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

三重県農林水産部 森林・林業経営課 森林計画班

TEL 059-224-2564 FAX 059-224-2070 E-mail shinrin@pref.mie.jp

平成28年1月1日以降に
水源地域内において
土地取引を行う場合は

事前届出が必要です

三重県水源地域の保全に関する条例の目的

県土の64%を占める森林は県民共有の貴重な財産である水の源です。水源地域としての森林を将来にわたって守り育てていくため、水源地域における土地取引の事前届出制度などを定め、適正な土地の利用を確保し、森林の持つ水源のかん養機能の維持増進につなげます。



私たちが県内の森林から受ける水の恩恵は、お金にすると年間5,520億円！1人当たり約30万円もの恵みを森林から受けて暮らしていることになります。(日本学術会議が平成13年に農林水産省に答申した試算方法を参考に県が試算：平成17年7月)

水源地域とは？

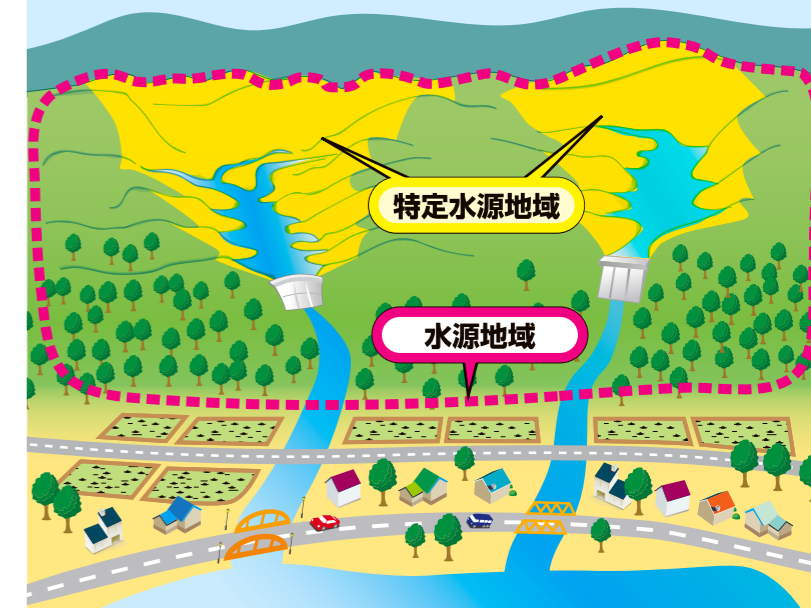
水源地域とは、民有林のうち水源のかん養機能の維持増進を図るために保全する必要がある地域のことです。三重県の民有林の81.8%にあたる285,475haを水源地域として指定しました。

特定水源地域とは？

特定水源地域とは、水源地域のうち、水道事業の水源地など、特に保全する必要のある水源地のことです。水源地域の17.6%にあたる50,376haを指定し、保安林指定や公的な管理を進めていきます。



水源地域と特定水源地域のイメージ



水源地域における土地取引の事前届出制度

水源地域に指定された土地について、売買等の契約をしようとするときは、契約を締結しようとする日の30日前までに、知事に届出が必要です。

※詳しくはホームページをご覧ください。 三重県水源地域の保全に関する条例

検索

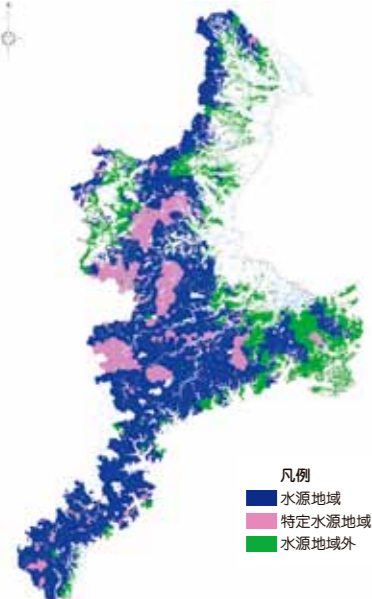


水源地域と特定水源地域の指定

○**水源地域**（土地取引の事前届出が必要な地域）
 地域森林計画の対象となっている民有林を対象に、市町の大字単位で指定しています。

○**特定水源地域**（保安林指定や公的な管理を進める地域）
 水源地域の中でも特に重要な地域として、地域森林計画で設定された林班単位で指定しています。

※水源地域等の一覧については県ホームページ「三重の森林づくり」
 又は、県庁森林・林業経営課、各農林（水産）事務所でご確認ください。
 URL <http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/90130000001.htm>

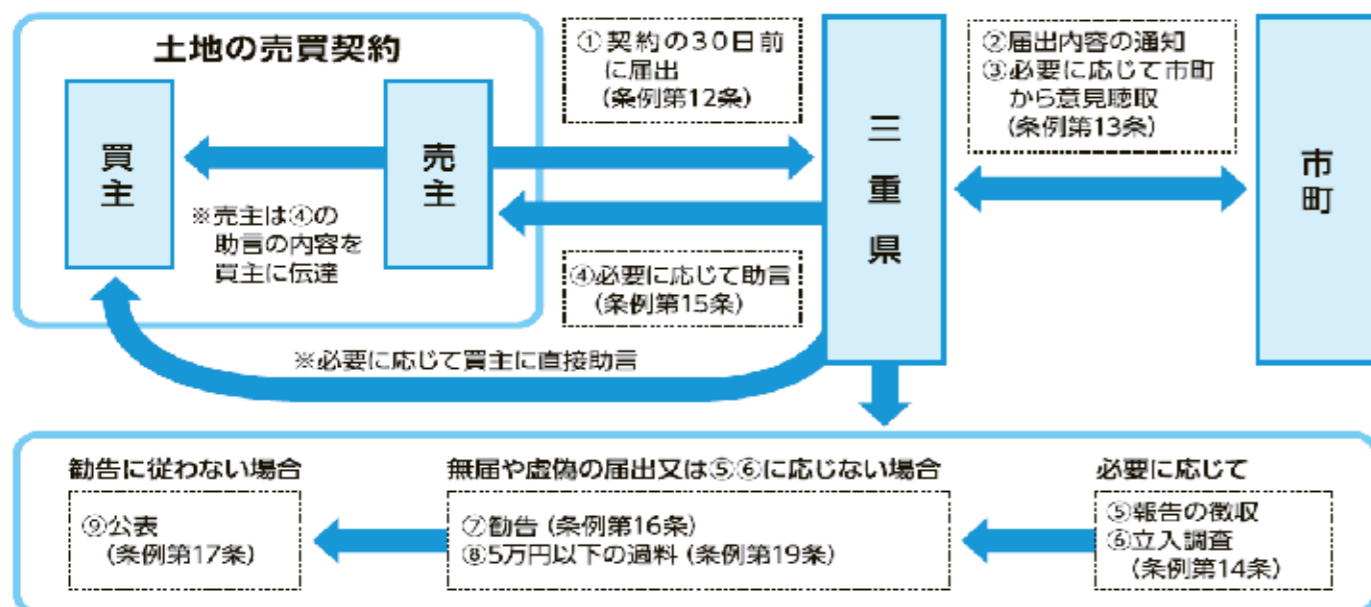


事前届出制度の概要

知事が指定する水源地域内の森林の土地の取引が対象となります。（相続は対象外）

届出対象	売買、贈与、交換、地上権、地役権、使用貸借による権利、貸借権に関する契約
届出者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
届出期日	契約を締結しようとする日の30日前まで
届出先	知事（土地の所在地を管轄する農林（水産）事務所） ※郵送可
届出内容	契約の当事者の氏名、住所、土地の所在地・面積、所有権等の種別、利用目的など
適用除外	取引の相手方が国や地方公共団体、森林整備法人等の場合は届出不要です

事前届出・手続きの流れ



届出書の記入例

第2号様式（第9条関係）

平成 28 年 1 月 10 日

土地の所有権等の移転等の届出書

三重県知事 宛て

住所又は所在地 津市広明町〇〇

氏名又は名称及び 三重 太郎

法人にあってはその代表者の氏名

自署による場合は、
押印省略可能

印

三重県水源地域の保全に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者に関する事項

所有権等の移転又は設定をしようとする者	氏名	三重 太郎	届出者と一致
	住所	津市広明町〇〇	
	電話	※連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。	
	業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input checked="" type="checkbox"/> その他（会社員）	
所有権等の移転又は設定を受けようとする者	氏名	三重 花子	買い主について記入
	住所	松阪市高町〇〇	
	電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	業種	<input checked="" type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
契約に係る権利の種別及び内容	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 貸借権 （ <input type="checkbox"/> 期間に定めのある場合： 年 月 日まで）	
	内容	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 移転	
契約締結予定年月日	平成28年2月15日		

2 土地に関する事項

欄が不足する場合は「別紙」等と記載し、これらの事項を記載した別紙を添付する

土地の所在	地目	現況	面積
津市美杉町〇〇	山林	スギ林、50年生	10,000 m ²
			m ²
			m ²
合計	1 筆		10,000 m ²
所有権等の移転又は設定の後の土地の利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の利用目的と同じ（林業）		
	<input type="checkbox"/> 現在の利用目的と異なる <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 資産保有 <input type="checkbox"/> 宅地・別荘 <input type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 工場（業種： ） <input type="checkbox"/> 採石・採土 <input type="checkbox"/> 土捨場 <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> レジャー施設 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 未定		

3 添付書類

- 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他の当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

※以下の資料を添付

- 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面（2種類必要）
 - 当該土地の位置が分かる図面（縮尺概ね5万分の1以上）
 - 当該土地の形状及び大きさが分かる図面（縮尺概ね5千分の1以上）
 なお、②の図面は森林計画図を基本とするが、上記の内容を満たすものであれば、民間の地図会社やインターネットにより提供されているもの（著作権法上問題が生じないもの）で差し支えないものとする。
- 当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し。例示すると次のとおり。（どれか1つ）
 - 登記済証
 - 登記識別情報通知書
 - 土地売買等契約書
 - 固定資産に係る証明書等